



# 裁判員裁判 市民モニターシート

(法廷記入シート&運営評価シート)



裁判員ネット  
あなたが変わる裁判員制度

このままFAX又は郵便でお送り下さい (全12頁)

**FAX : 03-3255-8876**

〒101-0041

東京都千代田区神田須田町1-3 NAビル4階 東京千代田法律事務所内  
裁判員ネット・市民モニター係

※メールでも受け付けております。 E-mail : info@saibanin.net

記入者名

■こちらを必ず記入してください

傍聴した年	平成	年
傍聴した月日		
傍聴した裁判所	地方裁判所	支部 刑事第 部
事件名・事件記録符号 (裁判所で確認できます)	例) 強盗致傷 平成21年合(わ)第〇〇号	
被告人名		

## モニターシートの使い方



※市民モニターシートは「法廷記入シート」と「運営評価シート」で構成されています。

※傍聴の際はシート裏面の白紙やノート等にメモをとり、その後シートの記入欄に従って要点や気づいたこと、考え、感想などをまとめます。

①「法廷記入シート」に記入します。



②裁判員になったつもりで判決を考えます。



③「運営評価シート」によって裁判員裁判の「評価」を行います。



④記入したシートを裁判員ネットへFAXか郵便、メールでお送り下さい。

お名前

## ◇市民モニターシートの意義

このモニターシートは、裁判や法律の知識がなくても、傍聴しながら裁判の流れがわかる形になっています。まとめるべきポイントが裁判の流れに沿って整理ができ、初めて傍聴する人でも裁判が理解できます。

また「自分が裁判員だったら」ということを想定して、「考える」ことができるツールでもあります。情報を整理して、求められる判断のポイントをふまえて、自分の考えをまとめるために役立てることができます。

## ◇刑事裁判の原則について ※傍聴する前に以下のことを確認しておきましょう。

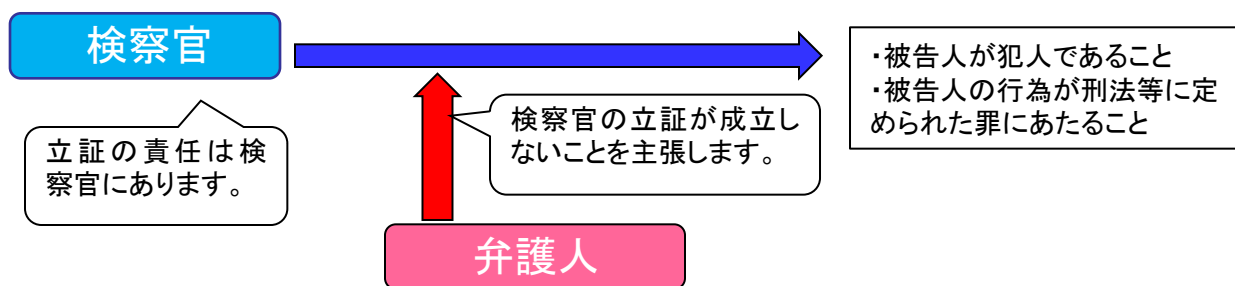
### (1) 無罪推定の原則

被告人は、有罪判決が下されるまでは無罪と推定されます。これを無罪推定の原則といいます（「疑わしきは被告人の利益に」と言われることもあります。）。

刑事裁判では、無罪推定の原則が働きますので、検察官が、被告人が有罪であることを立証しなければなりません。そのため、被告人には自らが無罪であることを積極的に立証すべき責任はありません。

### (2) 有罪立証の程度に関する原則

裁判官と裁判員は、被告人が犯人であり、かつ、被告人の行為が刑法等に定められた罪にあたりと確信した場合に限って、被告人を有罪とすることができます。確信した場合とは、「常識に従って、間違いないと判断できる程度」をいいます。この程度に至らない場合には、「無罪推定の原則」に従って、被告人を無罪としなければなりません。



※以上は有罪・無罪が争われている場合です。被告人が有罪であることを認めている場合には、争点は量刑になります。量刑は被告人にとって不利な情状(事情)と有利な情状(事情)を総合して判断します。

### (3) 証拠裁判主義の原則

被告人が犯罪を行ったか否かは、法廷に提出された証拠のみに基づいて判断しなければなりません。検察官、弁護人が主張する事件のストーリーやマスコミによる報道は証拠ではありません。

### (4) 黙秘権について

黙秘権とは、話したくないことは話さなくてもよいという権利です。被告人には憲法上、黙秘権が保障されていますので、法廷で始めから終わりまで黙っていることも、答えたい質問に対してだけ答えることもできます。

被告人が話さなかったこと自体を、被告人に不利益にあつてはいけません。

※あなたが傍聴した手続きの  に  を入れましょう。

※いま、どの手続が行われているのかを意識して傍聴しましょう。

## ◇刑事裁判の流れ

### ①冒頭手続

- (1)人定質問  
裁判官が、被告人が人違いでないかを確認めます。
- (2)検察官の起訴状朗読  
検察官から被告人がどんな犯罪を行った疑いがあるのかが述べられます。
- (3)権利の告知  
裁判官が被告人には黙秘権等があることを告げます。
- (4)罪状認否  
被告人・弁護人が起訴された事実に対する認否(認めるか否か)や反論を述べます。

### ②証拠調べ手続

- (1)検察官の冒頭陳述  
検察官が、これからこの裁判で証明しようとする事実について述べます。
  - (2)弁護人の冒頭陳述  
弁護人が、これからこの裁判で証明しようとする事実について述べます。
  - (3)公判前整理手続の結果開示  
★事前の公判前整理手続きにおいて争点は何か、どの証拠を調べるかが決められています。
  - (4)検察官による犯罪事実の立証
  - 物的証拠の提示
  - 調書の朗読
  - 証人尋問 ( )人
- |   |                              |
|---|------------------------------|
|   | 証人はどのような人か<br>(例: 目撃者・鑑定医など) |
| 1 |                              |
| 2 |                              |
| 3 |                              |
| 4 |                              |
| 5 |                              |
- (5)弁護人・被告人による立証
  - 証人尋問 ( )人
  - 被告人質問

	証人はどのような人か (例: 被告人の母など)
1	
2	
3	
4	
5	

### ③論告・弁論

- (1)論告・求刑  
検察官が事実及び法律の適用について意見を述べます。
  - (2)弁論  
弁護人が意見を述べます。
  - (3)最終陳述  
被告人が意見を述べます。
- ### ④評議

裁判官と裁判員が評議室で判決をするための議論を行います。
- (5)判決

### 被害者等の意見陳述

被害者等が被害に関する心情等を陳述します(行われない場合もあります)。  
★被害者等の意見陳述は犯罪事実を認定するための証拠とはなりません。

お名前

①冒頭手続

(1)人定質問



(2)検察官の  
起訴状朗読



(3)権利の告知



(4)罪状認否



その事件はどのようなものでしたか？(簡単にまとめましょう)  
ポイント①:被告人は何をしたとして起訴されていますか？  
ポイント②:罪名・罰条は何ですか？(例:殺人罪・刑法199条)

被告人は、事件についてどのように言っていましたか？

弁護人は、事件についてどのように言っていましたか？(簡単にまとめましょう)

②証拠調べ手続 -1

(1)検察官の冒頭陳述

簡単にまとめましょう

検察官の主張が述べられます。

(2)弁護人の冒頭陳述

簡単にまとめましょう

弁護人の主張が述べられます。

検察官と弁護人の主張の対立点は何ですか？

②証拠調べ手続 -2

お名前

整理欄 法廷での立証について重要だと考える点、気になる点等について整理してみましょう。

検察官による犯罪事実の立証について

弁護士・被告人による立証について

裁判官・裁判員による質問について

③論告・弁論

①検察官の論告・求刑

・論告(簡単に整理しましょう)

・求刑(例:懲役〇年など)

②弁護人の最終弁論

・弁論(簡単に整理しましょう)

・量刑に関する具体的な意見(執行猶予・懲役年など)

③被告人の最終陳述

(主張を簡単にメモしましょう)

お名前

④ 評議

判決がなされる前に、あなたが裁判員だったらどのような判決を下すか考えてみましょう。

(1)被告人は有罪ですか？無罪ですか？(○をつけてください)  
→ 有罪・無罪 ※有罪を選択した場合、罪名を記入してください。

(2)どうしてそのように考えたのですか？有罪または無罪と考えるにあたって重視した事実や証拠を挙げて下さい。

(3)(1)で「有罪」を選択した場合、どのような量刑が妥当と考えますか。  
○をつけ、( )には年数を記入してください。  
・死刑  
・無期懲役  
・懲役( )年  
→執行猶予は付しますか(はい・いいえ) 執行猶予を付すとしたら何年ですか( )年  
※執行猶予は懲役3年以下の場合しか付けられません。  
※執行猶予の期間は裁判確定の日から1年以上5年以下でなければなりません。

※判断する時の留意点  
P2の「刑事裁判の原則について」  
を参照してください。

(4)(1)で「有罪」を選択した場合、上記(3)で選択した量刑が妥当と考えた理由は何ですか。  
また量刑を決めるにあたって重視した事実や証拠は何ですか。

(5)有罪・無罪の判断や、量刑の判断にあたって最も悩んだ点は何ですか。

(6)被害者参加制度による被害者等の意見陳述が行われた場合、それを傍聴した方にお尋ねします。その意見はあなたの量刑判断に影響を及ぼしましたか。  
→はい・いいえ (○をつけてください) また、それはどうしてですか。

お名前

⑤判決

(1)実際の判決においては、有罪か無罪の判断はどちらでしたか。(○をつけてください)

→ 有罪 ・ 無罪

(2)実際の判決において、量刑はどのようなものでしたか。

該当する部分に○をつけ、( )には年数を記入してください。

・死刑 ・無期懲役 ・懲役( )年 →執行猶予は？ { 有 ( )年 保護観察(有・無)  
無

(3)裁判所の判決の理由は何ですか。

[Empty box for writing reasons]

(4)あなたが考えた判決と実際になされた判決に違いはありましたか。

→あった・なかった (○をつけてください)

(5) (4)で「あった」と答えた方は、どのような部分で異なっていましたか。

該当する項目に○をつけ、具体的な内容を記入してください。

- ア)有罪・無罪の判断( )
- イ)量刑判断( )
- ウ)事実認定( )

(6)-1 判決理由を聞いて納得できましたか？(○をつけて下さい)

- ①とても納得できる
- ②やや納得できる
- ③あまり納得はできない
- ④全く納得できない

(6)-1 どうしてそう考えるのか理由を書いて下さい。

[Empty box for writing reasons]

(7)-1 実際に言い渡された量刑は妥当だと考えますか？(○をつけて下さい)

- ①重すぎる
- ②やや重い
- ③ちょうどよい
- ④やや軽い
- ⑤軽すぎる

(7)-2 どうしてそう考えるのか理由を書いて下さい。

[Empty box for writing reasons]



お名前

裁判員裁判・運営評価

【1】今回傍聴した裁判についてお聞きします

(1)-1 裁判はわかりやすかったですか。(○をつけてください)

→ ①とてもわかりやすい ②わかりやすい ③ややわかりにくい ④とてもわかりにくい

(1)-2 どうしてそのように感じたのですか。

[ ]

(2)-1 「証拠調べ手続」を傍聴した方にお尋ねします。判断を下す上で十分な証拠が出ていたと思いますか。

→ はい・いいえ (○をつけてください)

(2)-2 どうしてそのように思うのですか。

[ ]

(3)「証人尋問」・「被告人質問」を傍聴した方にお尋ねします。

(3)-1 検察官の尋問で不適切だったと思う点がありましたか？

→ はい・いいえ (○をつけてください)

(理由)

[ ]

(3)-2 弁護人の尋問で不適切だったと思う点がありましたか？

→ はい・いいえ (○をつけてください)

(理由)

[ ]

(3)-3 裁判官の質問で不適切だったと思う点がありましたか？

→ はい・いいえ (○をつけてください)

(理由)

[ ]

(3)-4 裁判員の質問で不適切だったと思う点がありましたか？

→ はい・いいえ (○をつけてください)

(理由)

[ ]

(3)-5 自分が裁判員だとすれば、証人や被告人に対して、どんな質問をしたいですか？

具体的に書いてください。

[ ]





お名前

(4)-1 あなたが今回の裁判の裁判員になったら、「肉体的負担」を感じたと思いますか？

→ はい ・ いいえ (○をつけて下さい)

(4)-2 そのように感じた理由を教えてください

[

(5)-1 あなたが今回の裁判の裁判員になったら、「精神的負担」を感じたと思いますか？

→ はい ・ いいえ (○をつけて下さい)

(5)-2 そのように感じた理由を教えてください

[

(6)-1 この事件に関するマスコミの報道はあなたの判断に影響を与えましたか？

→ はい ・ いいえ (○をつけて下さい)

(6)-2 この事件に関する報道について感じたことがあれば自由に書いて下さい。

[

(7)-1 検察官について、気がついたことや思ったことがあれば、自由にお書き下さい。

[

(7)-2 弁護人について、気がついたことや思ったことがあれば、自由にお書き下さい。

[

(7)-3 裁判官について、気がついたことや思ったことがあれば、自由にお書き下さい。(例)裁判の進行など

[

(7)-4 裁判員について、気がついたことや思ったことがあれば、自由にお書き下さい。(例)参加姿勢など

[

(7)-5 傍聴人について、気がついたことや思ったことがあれば、自由にお書き下さい。(例)傍聴態度など

[

お名前

【2】裁判員制度全体に関することについてお聞きします

(1)これまでに裁判員裁判を傍聴したことがありますか。(○をつけて下さい)

→ はい ・ いいえ

(2)どうして今回裁判員裁判を傍聴しようと思ったのですか。

(3)-1 傍聴してみて裁判員になりたいと思いましたか。(○をつけて下さい)

①ぜひになりたい ②できればならない ③できればなりたくない ④絶対になりたくない

(3)-2 なぜそのように思いますか

(4)-1 法律知識がなくても裁判員として判断できると思いましたか。

→ はい ・ いいえ

(4)-2 なぜそのように思いますか。

(5)裁判員を務めた場合、下記の事項が守秘義務の対象となります。これを前提に以下の守秘義務についての質問にお答え下さい。

守秘義務の対象となる事項	
評議の秘密	その他職務上知り得た秘密
・評議の経過 ・評議における裁判員、裁判官の意見の内容 ・評議の際の多数決の数	・事件関係者のプライバシーに関わる事項 ・裁判員の名前(裁判終了まで。裁判終了後は本人の同意の無い場合)

守秘義務の対象にならない事項

- ・裁判官の言動、印象
- ・裁判所の施設や雰囲気
- ・公開の法廷で見聞きしたこと
- ・裁判員として裁判に参加した感想
- ・裁判員の名前(裁判終了後、本人の同意があった場合)

(5)-1 守秘義務は必要だと思いますか。(○をつけて下さい)

→はい ・ いいえ

(5)-2 そのように思う理由は何ですか。

(5)-3 上記(5)-1で「はい」の場合、守秘義務の対象となる事項についてどのようにした方がよいですか。

(前表参照。○をつけて下さい)

①今のままでよい ②変えたほうがよい ③わからない

(5)-4 そのように思う理由は何ですか。

お名前

(6) 裁判員を務めるにあたって、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。当てはまると思うものを、次の中からすべて選び、番号に○をつけて下さい。

1. 自分たちの判決で被告人の運命が決まる為、責任を重く感じる
2. 素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことは出来ないのではないかという不安がある
3. 専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表出来るか自信がない
4. 冷静に判断出来る自信がない
5. 被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかという不安がある
6. 裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない
7. 裁判に参加することで仕事に支障が生じる
8. 裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる
9. その他( )
10. 特にない
11. わからない

(7)-1 もしあなたが被告人として裁判を受けることになった時、職業裁判官のみで行われる裁判か、裁判員が関与する裁判のどちらかを選べるとしたら、どちらを選びますか。

→ 職業裁判官のみの裁判 ・ 裁判員が関与する裁判 (○をつけて下さい)

(7)-2 なぜそのような選択をしたのですか。

(8)-1 一般に裁判員制度を導入した意義の一つとして「刑事裁判に市民感覚を反映すること」が挙げられていますが、あなたは「市民感覚」とはどのようなものだと思いますか。ご自由にお書き下さい。

(8)-2 刑事裁判に「市民感覚」を反映することについてどのように考えますか。

(9) 裁判員裁判を傍聴してみて、裁判員制度についてどのような考えをお持ちですか。感想等ご自由にお書き下さい。

## モニター御協力者の皆様に、ご同意していただきたいこと

「裁判員裁判市民モニター記入用紙」送付時にお預かりする個人情報(お名前、ご住所等)およびその他事項は以下の定めにもとづき取り扱いいたします。以下の定めにご同意いただける場合は、下記「同意欄」にご署名いただきますようお願い申し上げます。

### 1 個人情報の利用目的について

当団体は、裁判員裁判市民モニター(以下:モニター)の個人情報を、下記に定める目的に利用いたします。

- (1)モニターへのお問い合わせ(記入シートへの記載内容の確認、事実確認など)
- (2)モニターへのご連絡(モニターに関するご案内、裁判員ネット、イベント、傍聴のご案内など)

### 2 個人情報の取り扱いについて

当団体は、モニターの個人情報を上記利用目的の範囲内でいたします。ご提供いただいた個人情報について、適切な安全対策を実施し、個人情報への不正な侵入、個人情報の紛失、改ざん、漏洩などの危険防止に努めます。また皆様より、個人情報の確認、変更、修正、削除などのご希望があった場合は、当団体「プライバシーポリシー」にもとづき、適切に対応させていただきます

### 3 個人情報の第三者(委託を含む)への提供

当団体は、市民モニター用紙ご送付に際してお預かりした個人情報を、当該者の事前の承諾がある場合を除き、第三者へは提供いたしません。

### 4 「マニュアル」及び「シート」について

本「記入シート・裁判運営評価シート」及び「マニュアル」の著作権は当団体に帰属します。またお送りいただきましたシートの記載内容は、個人情報以外の部分につきましては、公開する場合がございます。

### 5 送料等について

ご協力いただいた方への謝礼等は、申し訳ありませんがございません。また送料、電話料金等も各自のご負担とさせていただきます。

ふりがな	
お名前	
電話番号 ※ご連絡がとれるもの	
ご住所	〒      ー
年齢	
性別	
ご職業	
同意欄 ※上記をご覧ください	個人情報の取り扱い及びその他の事項について同意します。  氏 名 _____